

## 電気通信紛争処理委員会（第245回）

### 1 日時

令和6年10月8日（火） 15時00分～

### 2 場所

8階第2特別会議室（Web会議システム（Webex）を併用）

### 3 出席者等（敬称略）

#### （1）委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、  
小川 賀代、小塚 莊一郎、中條 祐介（以上5名）

#### （2）特別委員

柴田 潤子、杉山 悦子、宮田 純子、葭葉 裕子（以上4名）

#### （3）総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課  
課長 井上 淳、課長補佐 小川 裕一郎、課長補佐 廣瀬 謙、  
課長補佐 齊藤 浩之

#### （4）事務局

事務局長 山碕 良志、参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 岩坪 昌一

### 4 議題

（1）接続料の算定等に関する研究会第八次報告書の概要【公開】

（2）諮問第12号に係る大臣裁定の結果【公開】

## 5 審議内容

### (1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村です。ただいまから第245回電気通信紛争処理委員会を開催します。皆様には御多忙中のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は委員5名に御出席いただいております、定足数を満たしております。

また、特別委員は4名にウェブで御出席いただいております。

議事に入ります前に、先般の人事異動により小津参事官が離任しまして、後任として小原参事官が着任しましたので、一言御挨拶をお願いします。

【小原参事官】 改めまして、8月20日付で参事官を拝命しました小原です。直前までは、中国地方5県を管轄します中国総合通信局で勤務しておりましたが、過去には、電気通信事業の「事業」がついていた頃の紛争処理委員会事務局で勤務したこともあります。

そうした経験を生かしまして、委員、特別委員の皆様の御指導を賜りながら、事務局として、委員会の調査審議が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

【田村委員長】 ありがとうございました。小原参事官にはこれから大変お世話になりますが、よろしくお願いします。

(2)議題：接続料の算定等に関する研究会第八次報告書の概要【公開】

【田村委員長】 それでは、お手元の議事次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。本日は公開の議事となっております。

本日の議題は、まず議題１としまして、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書の概要となります。また、議題２としましては、諮問第１２号に係る大臣裁定の結果となります。

いつものとおり、御質問や御意見等の御発言がある場合には、会場の方は挙手で、ウェブの方は挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

それでは早速、議題１に移ります。総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の井上課長におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、御説明をお願いします。

【井上料金サービス課長】 田村委員長をはじめ先生方には、日頃よりお世話になっております。総務省総合通信基盤局料金サービス課の井上です。本日は貴重な説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。座って説明させていただきます。

議題１、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書の概要について、資料２４５－１に基づき御説明します。

御案内のとおりですが、本研究会は電気通信事業の基盤である接続に関する諸論点、それから指定電気通信設備を用いた卸役務に関するルールの在り方等を検討しています。

昨年もこの場で御説明しましたが、令和５年９月に第七次報告書を取りまとめまして、それ以降、今回、次の１から９の事項について検討を重ねてまいりました。

新しいもの、継続的なものもありますが、令和６年６月までにこの研究会で議論を重ねまして、その後、報告書案をパブリックコメントにかけた上で、９月６日、第八次報告書として取りまとめました。その項目について、それぞれ簡単に説明したいと思います。

一つ目、トラヒック・ポンピングへの厳正な対処です。こちらについては、前回も若干触れましたが、トラヒック・ポンピングに関する対応策を検討するものです。

この接続研の中で、トラヒック・ポンピングに関するアンケート調査等を行いました。そのアンケート調査等を踏まえまして、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等について検討してまいりました。

アウトプットとしましては、この矢印のとおりですが、一つ目のところ、こちらは前回も御説明しましたが、接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金業務の支障、一部サービスの停止など、公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は、業務改善命令の対象となる可能性があるとするのが適当ということとして、三つ目のポツのところにありますが、これについてはガイドラインを策定しました。こちらについても、9月6日付けでガイドラインを策定して公表しております。

二つ目のポツのところは、こちらは省令改正を念頭に置いているものです。技術的又は経済的事項に係る重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにするものです。

この右側のポンチ絵にあるとおり、トラヒック・ポンピング、それから不適正な着信インセンティブ契約というものにつきましては、この発信側と着信側事業者の間の接続協定に違反する事態が生じております。

それについて、発信側事業者なりが是正を求めるにもかかわらず、それに対応しない場合には、発信側事業者が接続拒否ができるようにすることとしています。

御案内のとおり、事業法上は原則接続をしなければいけないこととなっておりますが、一定の場合には接続を拒むことができるとなっております。

今般、省令を改正しまして、「正当な理由」として、電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ正当な理由なく、当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じない場合は、

正当な理由があるとして接続を拒否できることとしています。

こちらについては、先んじてとなり恐縮ですが、今月の2日に、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会にこの省令改正案を諮問しまして、現在、パブリックコメントをかけているところです。諸条件が整えば、12月に公布すべく準備を進めているところです。

二つ目は、モバイル接続料のさらなる適正化の推進ということがテーマです。

一つ目のポツのところ、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおきまして、費用配賦見直し、見直しの適用時期、激変緩和措置等について検討してまいりました。

こちらについては、音声の接続料、それからデータの接続料の算定を行うためには、それぞれの原価を出す必要があります。音声専用の設備であれば、それは音声の原価となりますし、データ専用のものであれば、それはデータ接続料の原価と算定されますが、中には共用されるものがあります。

その共用される設備につきまして、前回の研究会の報告書の中でも議論しましたところ、各社によってその割り振りの仕方、配賦の仕方が区々であることが判明しました。その結果、同じ設備であっても、A、B、C社各社によってその費用の配賦がまちまちになることによって、その接続料がさらに適正化できる余地があることを踏まえまして、今般、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループを開催しまして、費用配賦に関する統一的なルールを定めたり、それから、いきなりそのルールが変わることによりまして、いろいろな差分というか影響も出ますので、そちらについての激変緩和措置、それから、いつから適用するかといったことについても検討してまいりました。

費用配賦の見直しにつきましては一定のルールを公表し、見直しの適用時期についてはなるべく早くということで、令和5年度の接続会計から適用することとしています。

このような費用配賦も併せまして、二つ目のポツですが、令和5年度の届出接続料の検証を踏まえて、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要の適正性等について検討してまいりました。これについては、将来の予測値も含めて検討してまいりました。

そのワーキンググループの中でも、NTTドコモにつきましてはデータ接続

料の低減が続く見込みでしたが、KDDIとソフトバンクにつきましては、令和8年度接続料は上昇に転じる見込みということが判明しました。

これについて、何故そういう差があるのかということを確認しましたところ、この費用配賦の見直しの影響のみならず、事業者によって、その接続料算定に当たりまして、資料の矢印のところにありますように、5G（SA方式）に係る費用、それから需要の扱いが異なっていることが判明しました。ある社につきましては、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）の費用及び需要を全て一体として算定するケースもあれば、他のMNOにおいてはそれぞれ別に計算していることもありました。特に、別に計算している場合には、今後5G（SA方式）の需要が伸びると見込まれますことから、データ接続料が上昇することが判明しました。

そこで、今後ですが、データ接続料について、今申し上げた4G・5G（NSA方式）、それから5G（SA方式）について、一体、全部まとめて合算して算定する場合と、それから分けて算定する場合について、データ接続料の推移の見込みについて、まずは試算をしてみたいと思っております。試算の結果、接続料水準の大幅な上昇といった特段の問題が生じない見込みであれば、一体算定を共通的な考え方とする方向で検討したいと思っております。

タイミングとしましては、先ほど申し上げた費用配賦見直しの激変緩和措置の期間等々を踏まえまして、少なくとも令和8年度接続料から一体算定とする方向で検討することが適当としていますが、まずは一体算定とそれ以外の場合の試算を行ってみたいと考えています。

併せまして、音声接続料につきましては、費用配賦の見直しを含めまして、5G（SA方式）の資産及び費用について配賦する際の考え方について検討しまして、できる限り早期に共通的な考え方を策定し適用することが適当とされています。

次の検討項目が、卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）です。

この卸検証ガイドラインにつきましては、御案内かと思いますが、第一種指定電気通信設備、それから第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務につきまして、どうしてもそれを持っている事業者は強い交渉力を有して、優位

な地位に立つものとなっております。交渉側からすると、適正な交渉が十分にできないとしています。

一方、卸につきましては、代替手段として接続が確保されていて、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合には、その代替性のある接続との比較によりまして、指定設備卸役務についての適正な契約交渉ができると考えています。

その観点から、指定設備卸役務につきまして、接続による代替性を評価しまして、それが不十分である場合には、適正に定められていることを検証するという意味で、様々な検証を実施しています。

(1) はいわゆる固定でありまして、光サービス卸に関する卸料金の検証です。

接続との代替性が不十分とされておりますN T T東西の光サービス卸について、今年も検証を実施しました。代替性が不十分ということで、N T T東西独自の自己検証となっておりますが、この接続研でも評価をしています。

今回のN T T東西の自己検証によりまして、卸料金の透明性に一定の寄与をしたと評価されています。具体的には、昨年度以前と比較した場合に、事業者団体等に対しまして、今後の接続料相当額指数の推移、将来その接続料相当額指数がどうなるかということを示すことによりまして、一定の透明性の寄与があったと評価をされています。

ただ、そうは言いまして、まだまだ卸検証等の在り方を見直すべき状況ではないということでありまして、今後、N T T東西は単に時点更新で毎年やっているような検証をするだけではなくて、今回の研究会の指摘、それから相手方事業者のニーズを踏まえて更に検証を行って、丁寧な説明を行うことが適当としています。

もう一つ、モバイル音声卸における接続との代替性の検証です。

モバイル音声につきましても、接続との代替性の評価というのが複数回にわたって行われております。それぞれ、プレフィックス自動付与による接続機能等々、様々な取組が行われてきておりますが、昨今ではI M Sの接続が行われる旨が公表されておりまして、I M S接続の実装状況を見て、改めて検証しようとしています。

今般の第八次報告書の中でも言及されていますが、一定の進展というか具体化がありまして、令和8年5月を目途にIMS接続を実現するべく、今、MNOとMVNOで議論されているという御紹介がありまして、ある程度その接続の動きもあるとのことですので、引き続き、必要に応じて検証の在り方を見ていく、注視していこうということになっています。

四つ目も卸電気通信役務の話ですが、卸電気通信役務の適正性の確保、特に特定卸電気通信役務等の協議の適正化に関するものです。

こちらにつきましては、指定設備を用いた卸電気通信役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、提供義務や情報開示義務が、令和5年6月に施行された改正電気通信事業法により導入されています。

令和5年6月に施行されて、まだ間もないということもありますが、今般、特定卸電気通信役務制度等につきまして、料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、協議状況、その他等々について検証したところです。

こちらについても固定と移動、固定は第一種で移動は第二種ですが、固定通信について検証しましたが、やはりまだ制度開始後間もないということも踏まえまして、引き続き継続的に検証することが適当とされています。

こちらの改正電気通信事業法による特定卸電気通信役務制度につきましては、先ほど申し上げたとおり、趣旨としてはMVNO等との協議の適正化を図ることが趣旨ですので、今後注視しまして、協議が十分に進展したと認められない場合には、追加的措置を検討することが適当とされています。

こちらについては現状、情報開示義務として事業者から交渉相手に見せるものとしましては、接続料相当額、またはその相当額の推移であったり、特定卸役務の料金と接続料相当額との差額の用途といったことが、情報開示義務としてかかっていますが、これらによって協議がしっかり十分に進展したかどうかというのを今後検証しまして、これで不十分な場合には、ここにありますように、営業費に関する情報等を開示対象とすることも含め、追加的な措置も検討することが適当とされています。

もう一つ、ひかり電話ネクストというのがありまして、こちらにつきましては光回線を利用した電話単体のサービスです。

光ファイバを活用した電話としましては、ひかり電話とかフレッツ光等があ

りますし、メタル回線を活用したものでは加入電話等既存サービス等もありますが、ひかり電話ネクストというのは光ファイバを使って電話だけを提供するもので、代替性がないものです。

そういったことを踏まえまして、ひかり電話ネクストについては、双方向番号ポータビリティ実現、令和7年1月を見込んでおりますが、その間に競争環境への影響や代替性を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断することが適当とされています。

こちらについては、現状のままでいけば引き続き対象になりますが、除くべきかどうかというのを、今後検証することとしています。

ちなみに、研究会の報告書の中でも、「ただし、例えば双方向番号ポータビリティ実現までの間に、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応を採ることは困難である」とされていますので、その中で検証を行ってまいります。

移動通信につきましても特定卸電気通信役務の対象となっていますので、こちらについても検証をしました。特にMVNOの皆様からヒアリングを行いまして、いろいろな意見をいただいております。

MNO・MVNO間の通信品質、特にサービスブランドとのサービスクオリティにつきましては、接続料適正性向上の観点からも、引き続き状況を確認していくことが適当とされています。

また、「帯域設定変更の柔軟化は、提供条件の柔軟化の好事例と考えられるが、特定のMVNOのみが優遇されることがないように適切に情報提供を行うことが望ましい」としてはありますが、こちらにつきましては、例えば1日どこかで何かイベントがあり、ある特定の期間だけ一時的に需要が伸びるというケースがありますが、そうしたケースにMVNOが対応できるよう、一部のMNOにおいては、1日単位でも帯域設定を変更することができるように対応しております、それは一つの柔軟化の好事例と考えられます。

ただ、特定のMVNOだけそういうことがされる、優遇されることがないようにということですが、いずれにしても、MNO・MVNO間の通信品質について、今後とも検証してまいります。

それから、「5Gホームルーターサービスは、特定卸電気通信役務に含まれると考えることが適当」ということでございまして、こちらについても、5Gホームルーターが固定で使われますので、それが特定卸の対象になるかどうかという疑念がありましたが、対象に含まれることを明確化したものです。

それから、「1次MVNOが2次MVNOを含めた競争市場に与える影響等について、今後、状況を確認した上で、必要に応じて検討することが適当」としておりますが、大手のMVNOにおきましては、直接MNOから交渉して接続料や卸を受けているケースがありますが、中小のMVNOにつきましては、MVNEを通じて提供を受けているケースがあります。そのMVNEによります競争市場に与える影響等について、今後、状況を確認した上で必要に応じて検討することが適当としています。

5番目が、MNOとMVNOの間のイコールフットイングの確保ということです。こちらについてはモバイルスタックテストでございまして、MNOによる価格圧搾がないかどうかを検証するものです。

毎年、MVNOからの要望を踏まえまして対象サービスを決めまして、そのサービスが価格圧搾になっていないかどうかということを検証するものですが、今年についても同様のプロセスを踏みまして、MVNOから要望があったサービス等につきまして特定した上で、MNOによる自己検証を行っております。

その自己検証の結果ですが、今年、対象となりましたのはドコモの「i r u m o」の3GB・6GB、KDDIの「UQ m o b i l e ミニミニプラン」、ソフトバンクの「Y! m o b i l e シンプル2S」ですが、こちらはMVNOからの要望があったものです。こちらを評価しますと、接続料等が小売料金を下回っており、利用者料金と接続料等の関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないことが確認されました。

次の矢印のところは制度見直しのことですが、利用者料金と接続料を比較するときに、最近ですと利用者料金で多くの割引が行われております。そういうのも考慮すべきということで、これまでもF T T Hとのセット割等も考慮されておりましたが、今後、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割、それから特定決済方法、何とかカードとか何とかで決済をした場合には割引が行われることがありますので、そういうのも考慮した上で利用者料

金と比較するよう、このモバイルスタックテストの指針を見直すこととしています。

6 番目のアジェンダが、5 G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の推進です。

5 G（SA方式）につきましては、今、MNOの一部では提供がされています。そういう意味では、もうMNOにおきましては5 G（SA方式）のネットワークが提供されておりますので、今後の競争環境を踏まえれば、早期に5 G（SA方式）の機能開放、MVNOが使えるようにすることも重要と考えていまして、今後の接続ルール等を検討してまいりました。

いろいろな5 G（SA方式）の機能開放のパターンはあるのですが、特にL2接続相当での機能開放につきましては、MNOが5 G（SA方式）によるサービスを既に提供しておりますから、MVNOガイドラインに規定する要件を満たす場合には、速やかにアンバンドル機能と位置付けることが適当としています。

もともと、こちらの5 Gの専用のコア網と、5 G（SA方式）の提供に係る設備は、既に第二種指定電気通信設備に該当していると考えておりまして、その上でアンバンドルの対象にするかどうかを検討することとしています。

一つ目のポツの1行目について、このMVNOガイドラインの中で、アンバンドル機能を設定する場合の要件として、アンバンドルに係る要望があること、技術的に可能であること、それから事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることが定められておりまして、そういった要件を踏まえまして、L2接続相当をアンバンドル機能と位置付けるタイミングについて検討することが適当とされています。

もう1個、5 G（SA方式）の特徴としましては、ネットワークスライシングによりまして、様々なポリシーに基づくスライシングを提供することが考えられますが、こちらについては、まだMNOの中でもスライシングによるサービス提供が本格化していませんので、そういったサービス提供の状況を踏まえて、MVNOとの接続の在り方等について検討することが適当としています。

それから7番目、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの経費の適正性の向上です。こちらは第一種指定電気通信設備、NTT東西の設備の接

続料原価に含まれるシステム関連経費の透明性の確保の在り方について、実態を確認した上で検討としています。

こちら、システム関連経費につきましても、一部は接続料原価に含まれます。これまでもNTT東西におきましては、接続事業者に対してシステム意見交換会等々で自主的に説明してまいりましたが、情報開示スキーム等を接続約款で明記するようにすべきとしています。

NTT東西の指定設備接続約款において、情報開示手続、開示する情報、開発・改修する想定機能数及び必須・付加の別、機能ごとの想定費用及び接続料への想定影響額等々を、具体的に開示する情報として規定することが適当としています。

8番目、加入光ファイバ等の提供遅延の改善です。こちらにつきましては、NTT東西の加入光ファイバの提供遅延、接続事業者からの申込みがあったときの提供が遅れてしまうということについての改善策です。

こちらについては、標準的期間は既に接続約款に規定されておりますが、さらなる改善策を検討したものです。

接続遅延の状況については改善が見られますが、一部のエリアではまだ遅延が起きておりまして、依然として改善する余地も存在するという状況です。

NTT東西におきましては、一個一個その求めに応じて説明するのではなくて、なぜ遅れているのか、特にエリア全体で遅れているところがあれば、具体的に理由、原因を特定しまして、必要な対策を講じることが適当としています。

NTT東西におきましては、エリアごとの納期回答の逼迫状況開示手続を接続約款で定め、要因分析の結果に応じて所要の対策を講じるとともに、コロケーションに必要な電源設備、空調設備の提供予定日の回答が申込みから1か月を超える場合に、回答時期のめどを伝える中間回答手続を接続約款で定めることが適当としております。

こういった中間回答の取組につきましては、既に運用ではなされておりますが、これを接続約款で明確化することによりまして、制度的に確実に確保していこうと思っています。

最後、9番目ですが、市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直しです。こちらについては今回初めてのアジェンダですが、電気通信事業法

第40条におきましては、事業者が、電気通信業務に関し、外国政府とか外国法人、それから外国人との間に重要な事項を内容とする協定・契約を締結、変更または廃止しようとする場合には、総務大臣の事前認可を要することを定めています。

この趣旨としましては、外国政府や外国企業との間で締結する協定というのは、事業者が国際電話サービスなどの国際系のサービスを提供する基となる契約でございまして、その内容が我が国の利用者の利益に重大な影響を及ぼしかねないため、事前認可の対象としています。

具体的な認可対象につきましては省令で定められていますが、もともといろいろあったものですが、過去の規制緩和によりまして、データ伝送サービスとか専用サービスとか、国際電話の付随的サービスに係る協定は認可対象外とされておりまして、現在では電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定、または契約の一部の事項と、本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設・保守に関する協定又は契約が認可対象とされています。

御案内のとおり、国際サービスの在り方というのもいろいろ変わってきていますので、今般、事前認可というものにつきまして、どれを対象とするかといったことについて検討を行いました。

先ほど申し上げた、本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設・保守に関する協定や契約については変わらずとしていますが、役務について見直しを行っています。特に国際電話、それから携帯電話のローミング、衛星通信のそれぞれにつきまして、サービス特性とかサービスの規模、事業者からの具体的な意見等を総合的に勘案しまして、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる役務について、当該役務の提供に関する提携を内容とする協定等に限定して認可対象とすることとしました。

まず、固定系の国際電話につきましては今般見直しをしました。

もともと国際電話を事前認可の対象としていたのは、相手方の外国の事業者が独占的な事業者であると、競争合わせとかバイパスにより不当に高い事業者間料金を設定されるおそれがあることでしたが、実態について事業者からヒアリングをしますと、中継事業者の間に競争等も起きておりまして、そういった競争上げといったことによる料金の引上げというのは、可能性としては低いと

いうことであります。国際電話につきまして、今、事前認可としておりましたが、それは事後的な報告を求めることでよしとするものです。

それから、資料の一つ目のポツのところ、携帯電話の国際ローミングにつきまして、今は音声のみが対象になっています。音声のローミングに関する協定だけが、今は事前認可の対象となっています。

ただ、実態としましては、海外に行ったときにデータローミングが使われているというケースが多くあります。それから、先ほどの事前認可としなくて利用者に不便が生じるかという点につきましても、携帯電話の料金につきましては、国際的な団体であるG S M Aのルールに基づき、事業者間で協定が締結されていることもありまして、G S M Aのルールが存在しており、一様に締結されるという場合がほとんどですので、特定の国の特定の社だけ料金を競り上げるという事態もないと承知してまいりまして、携帯電話の音声ローミングについても、二つ目のポツですが、事前認可ではなく事後報告のみにしたいと考えています。

一方で、携帯電話の国際ローミングについては、利用者のニーズというか利用実態としましては、音声だけではなくてデータが使われているケースがほとんどですし、3 Gが終わって4 GになればV o L T Eになりますので、当然データローミングを対象としないと利用者の利益が図れないということでありまして、音声ローミングに加えて、データローミングについても認可対象とすることが適当としています。

二つ目のポツは、事業者間精算料金の変更のみの協定等の変更につきましては事後報告のみとすることが適当としています。こちらは、繰り返しになって恐縮ですが、事前でなくても事後で利用者の利益の保護が図れると考えましたので、事後報告のみとしました。併せまして、審査基準を見直すことが適当ということとしています。

以上、接続料の算定等に関する第八次報告書、長々と恐縮ですが、このような論点について検討してまいりました。

以上です。

【田村委員長】      ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、皆様、委員から御質問あれば御発言をお願い

いします。どなたでも結構です。御質問どうぞ。

どうぞ、三尾委員。

【三尾委員長代理】 概要③の⑦番の第一種指定電気通信設備に係る間接経費等の透明性の確保という点なのですが、こちらの接続料原価に含まれる関連経費というのは、各社の営業秘密として、比較的その開示を求めるのが難しいという理解でいたんですが、今回どの辺りまでの開示が想定されているのか、義務づけされるのかどうかという点についてお聞かせいただければと思います。

【井上料金サービス課長】 どうもありがとうございます。おっしゃるとおりでして、バランスというかトレードオフだと思っております、情報開示をすることによって納得感も高まる一方で、出せない部分というのものもあるかと思しますので、そちらについても検討しました。

それについて、接続料の原価たるコストについては、まさに能率的な経営の下における適正な原価となるものであることが必要であることから、適正な情報開示が行われることが原則で、このため、守秘義務を有する接続事業者にも開示できない合理的な理由があることについてNTT東西が説明できる場合等を除き、接続事業者の求めに応じて開示することを基本とするという原則にしていまして、その接続に当たりましては、守秘義務を締結した上で行います。それでも出せない理由があるかどうかという事情を踏まえた上で、接続事業者の求めに応じて開示を進めていくものです。

具体的にどういう情報を開示するかということにつきましても、⑦については主に下記の4つ内容を明記することが適当であるとしていまして、一つ目が開発・改修に係る想定機能数で、その機能が必須か、アディショナル、付加的なものかというのが一つ目。それから二つ目が機能ごとの想定費用、接続料——この接続料にはコロケーション料金とか手数料等も含みますが、想定影響額、それから影響期間。三つ目が今申し上げた、機能ごとの想定費用・接続料の確定額。それから四つ目、最後ですが、開発の規模に関する情報、想定ライン数等と考えています。

御指摘のとおり、バランスというかトレードオフの世界ですが、透明性を高めるぎりぎりまでということで、こういうふうにしています。

【三尾委員長代理】       ありがとうございます。

【田村委員長】       ほかに御質問どうぞ。

どうぞ、中條委員。

【中條委員】       先ほどの御質問の中で、開示される情報等は4点あったかと思いますが。⑦番の第一種指定電気通信設備の接続料原価に含まれるシステム関連経費の透明性という中でも、開示する情報で、括弧の中で今御指摘のあった4項目が挙げられていたかと思いますが、基本的に接続料原価に含まれる関連経費といった場合には、この4点が基本セットになるのでしょうか。

【井上料金サービス課長】       そうですね、今、4点を申し上げまして、これがまずは基本的に開示していただくということでございまして、まずは四つの内容を明記することが適当であると考えています。

開示する情報について、機能ごとに十分に細分化された費用を示すことができるか等の状況や、それから接続事業者の意見を踏まえて、今後にも必要に応じで見直していくとしていますので、まずは、接続関連経費としてこの四つでやってみようとしています。

【中條委員】       分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】       ほかに御質問ございませんか。

特になければ、これで議題1については質疑を終えたいと思います。

(3)議題：諮問第12号に係る大臣裁定の結果【公開】

【田村委員長】 それでは、議題2に移ります。こちらは、委員の皆さんに御尽力いただいて6月にこの委員会で取りまとめた答申を踏まえまして、総務大臣が行いました裁定の結果について御報告をいただくものです。

引き続き料金サービス課の井上課長に御説明をお願いします。よろしくお願いします。

【井上料金サービス課長】 改めまして、3月に諮問しまして、6月に御答申をいただきました。それまでに御審議いただきまして誠にありがとうございました。そこにつきまして、裁定の結果について御報告したいと思います。資料としては、本日資料245-2を配付しています。

電気通信紛争処理委員会から6月27日に答申をいただきまして、それを踏まえて7月26日に総務大臣の裁定を行いました。

裁定に当たりましては、皆様からいただきました答申を踏まえて裁定を行っています。

裁定案の答申におきましても、総務大臣の裁定案は次の措置を行う場合には妥当であることをございまして、基本的には答申を踏まえて対応しています。

具体的に御覧いただきますと、資料245-2の最後のページです。主な点を申し上げますと、この20ページですが、諮問時には黒塗りで出していましたが、今般、別表にありますとおり、通信回数、それから通信秒数ごとの金額を明示するとともに、都府県別の通信回数比、通信時間比の比率を記載しています。

このような形で、裁定をしました。

以上です。

【田村委員長】 ただいま御説明がありましたが、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

この裁定がされた後ですが、当事者間ではどういう動きになっているのか、もしお話しできることがあれば伺ってみたいと思うのですが。

【井上料金サービス課長】 大変恐縮ですが、電気通信事業法に基づきまして、これにより協議は調ったものと考えていまして、当事者がどのような対応

しているかというのは、我々として答える立場にはないと考えていますので、御了承いただければと思います。

【田村委員長】 分かりました。

委員、ほかに御質問等ございませんでしょうか。

どうぞ、小塚委員。

【小塚委員】 1点よろしいでしょうか。当委員会に諮問いただいて、いろいろ検討していた中でも話題になったことですが、今、別表に出していただいたような数値というのは、従来、一般に公開されていたものではないということであったかと思います。

そういう意味で言いますと、本件については仕組み上、大臣裁定が出るとそれが当事者間の権利義務を確定されるわけですが、これが一つの先例となり、今後、関係者が交渉するに当たって、関係者ごとに当然関わる都道府県等も違うわけで、こういうデータがないと交渉がしにくいのではないか。そういうことは、料金サービス課においてといいますか、総務大臣において御検討いただきたいということを諮問に対する答申に盛り込んだような記憶がありますが、その点についてはどのような御配慮をいただいておりますでしょうか。

【井上料金サービス課長】 先生御指摘の点は、答申書の2番に要望事項として記載いただいていると認識しておりまして、御要望は承知しています。

御要望にありました電気通信設備との接続に関する政策などの観点から、必要に応じまして検討を行いたいと考えています。

【小塚委員】 よろしくをお願いします。

【田村委員長】 ほかに御質問等ございませんでしょうか。

特になければ、この議題につきましても、これで質疑を終えたいと思います。

井上課長におかれましては、お忙しい中ありがとうございました。

【井上料金サービス課長】 どうもありがとうございました。引き続きよろしくをお願いします。

(総合通信基盤局職員退室)

(4) 閉会【公開】

【田村委員長】 本日の議題は以上ですが、委員あるいは特別委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

ないようですので、最後に事務局から何かございますか。

【小原参事官】 本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございました。次回の委員会の日程につきましては、別途御連絡します。

事務局からは以上です。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会は終わりとします。皆様、お疲れさまでした。

— 了 —